

## 7. 人口集中地区

人口集中地区は、昭和28年の町村合併促進法及び昭和31年の新市町村建設促進法による町村合併や新市の創設などにより市部地域が拡大され、市部・郡部別の地域表章が必ずしも都市的地域と農村的地域の特質を明りょうに示さなくなったため、この都市的地域の特質を明らかにする統計上の地域単位として、昭和35年国勢調査から新たに設定されたものである。

平成12年国勢調査の「人口集中地区」は、以下の3点を条件として設定した。

- (1) 平成12年国勢調査基本単位区を基礎単位地域とする。
- (2) 市区町村の境域内で人口密度の高い基本単位区（原則として人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人以上）が隣接していること。
- (3) それらの地域の人口が平成17年国勢調査時に5,000人以上を有すること。

なお、個別の人口集中地区の中には、人口密度が1km<sup>2</sup>当たり4,000人に満たないものがあるが、これは人口集中地区が都市地域を表すという観点から、人口集中地区に常住人口の少ない公共施設、産業施設、社会施設等のある地域を含めているためである。

### 人口集中地区人口・面積及び人口密度

(単位：人・%・km<sup>2</sup>)

(各年10月1日)

年	人口	人口増減		面積	人口密度 (1km <sup>2</sup> 当たり)
		実数	率		
昭和40年	6,831	—	—	0.6	11,385.0
45	8,945	2,114	30.9	1.4	6,389.0
50	10,820	1,875	21.0	2.7	4,007.4
55	11,157	337	3.1	3.0	3,719.0
60	13,742	2,585	23.2	3.6	3,817.2
平成2年	16,813	3,071	22.3	4.4	3,821.1
7	18,702	1,889	11.2	4.8	3,937.3
12	17,464	△1,238	△6.6	3.6	4,919.4
17	22,258	4,794	27.5	4.6	4,817.7

資料：総務省統計局「国勢調査」

注.平成17年調査は、第1次基本集計結果第1表を使用した。